

注記事項(貸借対照表関係)

- ※1. 子会社の株式総額 617百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社です。
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,676百万円、延滞債権額は58,865百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、48百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,173百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,763百万円です。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ※6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は15,330百万円です。
なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,442百万円継続保有し、貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額19,773百万円に係る貸倒引当金を計上しています。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計標準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は14,300百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産 有価証券 3,525百万円
担保資産に対応している債務 定期預金 2,085百万円
上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金8百万円及び有価証券26,793百万円を差し入れています。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、69,603百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが56,039百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。
- ※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しています。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。
- ※11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,918百万円
- ※12. 不動産の減価償却累計額 13,145百万円
- ※13. 不動産の圧縮記帳額 2,464百万円
(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
- ※14. 会社が発行する株式の総数
普通株式 378,000千株
第一種優先株式 21,630千株
第二種優先株式 40,000千株
発行済株式総数
普通株式 122,406千株
第一回第一種優先株式 19,630千株
第一回第二種優先株式 40,000千株
- ※15. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、2,008百万円です。
- ※16. 会社が保有する自己株式の数
普通株式 241千株

注記事項(損益計算書関係)

- ※1. その他の経常費用には、その他の債権売却損853百万円を含んでいます。

注記事項(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

取得価額相当額	動産		その他	合計
	2,131百万円	1,032百万円	1百万円	2,131百万円
減価償却累計額相当額	1,032百万円	1,032百万円	1百万円	1,032百万円
期末残高相当額	1,098百万円	1,098百万円	1百万円	1,098百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっています。

	1年内	1年超	合計
●未経過リース料期末残高相当額	52百万円	1,046百万円	1,098百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法によっています。

●当期支払リース料(減価償却費相当額)	390百万円
---------------------	--------

- 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

注記事項(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
第13期(平成17年3月31日現在)
該当ありません。

注記事項(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	23,828百万円
減価償却損金算入限度超過額	204百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,008百万円
繰越欠損金	129百万円
その他	2,799百万円
繰延税金資産小計	28,968百万円
評価性引当額	△6,375百万円
繰延税金資産合計	22,593百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,364百万円
繰延税金資産の純額	21,229百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.40%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.69%
評価性引当額の増減	△40.36%
過年度課税所得の修正	0.24%
住民税等均割額	0.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.55%

注記事項(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	209.65円
1株当たり当期純利益	35.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20.32円
(注)当事業年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりです。	
1株当たり当期純利益	
当期純利益	4,991百万円
普通株主に帰属しない金額	674百万円
うち利益処分による優先配当額	674百万円
普通株式に係る当期純利益	4,317百万円
普通株式の期中平均株式数	121,907千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期利益調整額	674百万円
うち優先配当金	674百万円
普通株式増加数	123,776千株
うち優先株式の転換請求権	123,776千株